

# 「京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」 Q & A

## 【総則（第1条～第3条）について】

### Q 1 「責任者の設置」とあるが、デイサービスの管理者が兼務できるのか。

A 1 デイサービスの管理者は、管理者業務に支障がない範囲で、宿泊サービスの責任者を兼ねることができます。なお、デイサービスの管理者は常勤・専従が原則であり、夜勤等に伴い、日中の管理者業務に支障が生じない必要があります。

### Q 2 宿泊サービスの責任者は、どのような業務を行うのか。

A 2 日中のデイサービスの管理者やケアマネジャー等と連携を図る業務や従業員の管理、宿泊サービス利用の申込みに係る調整及び宿泊サービス利用時の状況を把握することを想定しています。

### Q 3 宿泊サービス中に訪問看護や福祉用具貸与等の介護保険サービスを利用できるのか。

A 3 宿泊サービス事業所は利用者の居宅とはみなせないため、利用することはできません。利用者の心身の状況等の変化により、安全を確保できなくなる危険性が生じた場合は、直ちに適切なサービスを提供できる施設等への変更を行う必要があります。

なお、利用者が自宅での在宅生活を支援するために貸与された歩行補助つえ等を宿泊サービス事業所に携帯のうえ持参する事自体は問題ないと考えています。

### Q 4 宿泊サービスを提供する場合は、旅館業に該当し、旅館業の許可を取得する必要があるのか。

A 4 本市においては、本条例の「宿泊サービス」に該当する事業については、介護保険法適用外の自主事業であるものの、介護事業の一環と考えられることから、旅館業法の適用外とします。

なお、日中のデイサービスの利用者ではない者を宿泊させる場合や、デイサービス以外の設備で宿泊サービスを実施し、宿泊料に相当する費用を徴収する場合は旅館業法による許可対象となります。

## 【届出（第4条）について】

**Q 1 基準を満たさないと届出られないのか。届出自体をしない場合はどうなるのか。**

A 1 基準については、宿泊サービスを提供する場合における遵守すべき事項として定めており、事業所自ら当該基準に基づいた運営を行う必要がありますが、法令上、宿泊サービスを提供する際には、届け出ることが義務付けられているため、基準を満たさない場合であっても届出の必要があります。

届出自体が行われない場合は、基準違反（日中のデイサービスの運営基準違反）となり、従わない場合は、改善命令等の行政処分もありえます。

## 【人員に関する基準（第5条）について】

**Q 1 「夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護職員又は看護職員」を配置するとされているが、同一の職員が提供時間を通じて勤務しないといけないか。**

A 1 提供時間帯に常にサービスを提供する職員が1人以上配置されることを定めていますが、同一の職員である必要はなく、複数の職員による交代制などでも可能です。

**Q 2 「宿泊サービス事業所に1以上の看護職員」は宿泊サービス提供時間中に配置する必要があるのか。**

A 2 この基準は宿泊サービス提供時間中の勤務までを求めるものではなく、日中のデイサービスの時間帯も含めて、看護職員の配置（常勤を要件としておらず、毎日配置していなければいけないということではありません）を求めるものです。

なお、宿泊実態と比較して短時間又は短日数過ぎるのは不適切と考えています。

この基準により新たに看護職員の配置が必要となるのは、看護職員の配置が義務ではない利用定員が10名以下のデイサービスのうち、機能訓練指導員や管理者等として看護職員が配置されていない事業所が対象となります。

## 【設備に関する基準（第6条・第7条）について】

### Q 1 ベッドの形状についての基準はあるのか。

A 1 あくまでも緊急時に一時的に利用するものであることから、寝具等の宿泊に必要最低限の備品の設置と衛生的な管理は条例で求めるものの、利用者の状態像に応じた介護ベッドなどの配置までは求めません。

### Q 2 共同室における1人当たり7.43㎡の面積に、通路の面積などを含むことは可能か。

A 2 パーテーション等で仕切られた内側の面積が1人当たりの面積となりますので、通路など仕切りの外側にある面積は含むことは出来ません。

また、利用者が夜間にトイレなどに行く際に、別の利用者のために仕切られたスペースの中を通路として使用することも認められませんので、仕切りを行う際には通路部分等の必要なスペースを適切に確保されるよう留意してください。

なお、食堂兼機能訓練室を宿泊室として使用する場合には、宿泊サービス時に仕切りに使用するパーテーションや寝具などを、日中も食堂兼機能訓練室に置いたままの状態にすることにより、デイサービスの運営に支障を及ぼすことのないよう併せて留意してください。

### Q 3 共同室において、利用者の私生活上の秘密が確保された構造が必要とされているが、具体的にはどのようなものか。

A 3 利用者の私生活上の秘密が確保された構造とは、パーテーションや家具などにより、利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要があります。単なるカーテンではなく、アコーディオンカーテンにより仕切られている宿泊室については、パーテーションや家具などと同様にプライバシーが確保されたものである場合は、宿泊室として取り扱って差し支えないと考えています。

### Q 4 「利用者の希望等を勘案し適当と認められる場合は、2人とすることができ」とあるが、どういった場合を想定しているのか。

A 4 利用者が夫婦や親族である場合等の特段の事情がある状況を想定しているものです。なお、宿泊サービス事業所の都合によるものは認められないと考えています。

**Q 5 消防法等で求められる設備はどのようなものか。**

A 5 宿泊サービス事業所の運営の形態が、要介護3以上の利用者が半数以上（3箇月程度以上の一定期間の実績による平均的な状況により判断）いる事業所の場合は、防炎クロス・カーテン、誘導灯、消火器、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災通報設備（自動火災報知設備と連動）、スプリンクラー設備が必要となります。

詳しくは、管轄の消防署にお問合せください。

なお、要介護3以上の利用者が半数以上いない事業所で、一定規模以下の事業所については、スプリンクラーの設置等が義務付けられていませんが、条例においては夜間における避難困難な利用者の安全を確保するという観点から、全ての宿泊サービス事業所に対して、スプリンクラーの設置を努力義務としています。

	消防法上の分類 (お泊まりデイ)	要介護3以上の利用者が半数より少ない	要介護3以上の利用者が半数以上
主な設置が必要となる 消防用設備等	防炎クロス・カーテン	すべて	すべて
	誘導灯	すべて	すべて
	消火器	延べ面積 150 m <sup>2</sup> 以上	すべて
	自動火災報知設備	すべて	すべて
	火災通報設備	延べ面積 500 m <sup>2</sup> 以上	すべて（自動火災報知設備との連動が必要）
	スプリンクラー設備	延べ面積 6,000 m <sup>2</sup> 以上	すべて

※お泊まりデイを実施しないデイサービスについては、自動火災報知設備は述べ面積300平方メートル以上に設置義務があるが、全てのお泊まりデイ事業所には設置義務がある。

**【運営に関する基準（第8条～第16条）について】**

**Q 1 宿泊サービスの運営規程は、日中のデイサービスの運営規程とは別に作成するということか。**

A 1 日中のデイサービスとは別に運営規程を作成する必要があります。

**Q 2 宿泊サービスのサービス提供時間の設定はどのようにすればよいか。**

A 2 本条例は、日中のデイサービスの設備を利用して宿泊サービスを提供する前提であるため、デイサービスのサービス提供時間以外の時間となります。

**Q 3 「介護支援専門員等が緊急その他やむを得ない理由があると認める場合に限り、宿泊サービスの提供を承認する」とあるが、こういった場合、やむを得ないと判断するのか。**

A 3 介護保険制度においては在宅生活を支える緊急時又は短期的な宿泊ニーズに対応するサービスとしては、短期入所生活介護（ショートステイ）や小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護の短期利用などの利用を想定しています。ケアマネジャーにおいては、適切なケアマネジメントに基づき、まずは介護保険制度内のサービスの利用を図る必要があります。それらの利用が困難な場合は、お泊まりデイを利用できることとしています。

**Q 4 ケアマネジャーが「やむを得ない」と判断するためには、全てのショートステイの状況や小規模多機能型居宅介護の空き状況等を確認しないといけないのか。**

A 4 ショートステイ、小規模多機能型居宅介護事業所の所在地や事業の実施地域も様々なため、確認する範囲を一律で定めることはしませんが、少なくとも同一行政区や隣接行政区にあるショートステイや小規模多機能型居宅介護事業所など、利用者の状態や居住地に応じて通常、利用が可能な事業所は確認していただきたいと考えています。

**Q 5 ケアマネジャーが宿泊サービスを承認したときは、宿泊サービスに関する事項を居宅サービス計画（ケアプラン）に定めなければならないとしているが、なぜか。**

A 5 居宅サービス計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点から、多様なサービスの利用も含めて位置付けるものであります。介護保険サービスと同様に評価と振り返りを行い、利用者の心身の状況等に応じて必要なサービスを常に検討する必要があることから、宿泊サービスを居宅サービス計画に位置付けることを定めています。

**Q 6 「利用が相当期間にわたり継続することが見込まれる利用者については、宿泊サービス計画を作成しなければならない。」としているが、相当期間とは。**

A 6 ショートステイの基準に準じ、概ね4日以上と考えています。なお、4日未満の利用であっても、反復的、継続的に利用されることが予定される利用者については、宿泊サービス計画を作成する必要があると考えています。

**Q 7 避難訓練を定期的に行うこととしているが、どのような頻度を想定しているのか。**

A 7 消防法令により、デイサービスには年2回の消火訓練及び避難訓練の実施を求めています。宿泊サービスを提供している事業所は、このうち少なくとも年1回は夜間の火災を想定した訓練を地域住民等と連携して実施してください。なお、夜間の職員配置、連絡体制を想定の上、日中に行うこととして、差し支えありません。

## **【報告書の作成及び提出等（第17条）について】**

**Q 1 宿泊サービスの届出について、どのような事項が公表されるのか。**

A 1 事業開始届、変更届、休止・廃止届及び前年度の実施状況の報告書にて届けられた事項について、基準の適合状況を含め、原則として全て公表します。

**Q 2 報告書に基づく公表と勧告に基づく公表との違いは。**

A 2 事業者からの届出と前年度の実施状況の報告書は、原則、事業者から提出された内容をそのまま公表するのに対し、勧告に基づく公表は、必要に応じ、勧告の内容等を公表するものです。

## **【その他】**

**Q 1 京都市の条例と国のガイドラインとの関係はどうなるのか。**

A 1 京都市の条例と国のガイドラインにおいて、同じ項目がある場合は、京都市の条例に従ってください。京都市の条例に記載がない項目については、国のガイドラインに従ってください。